

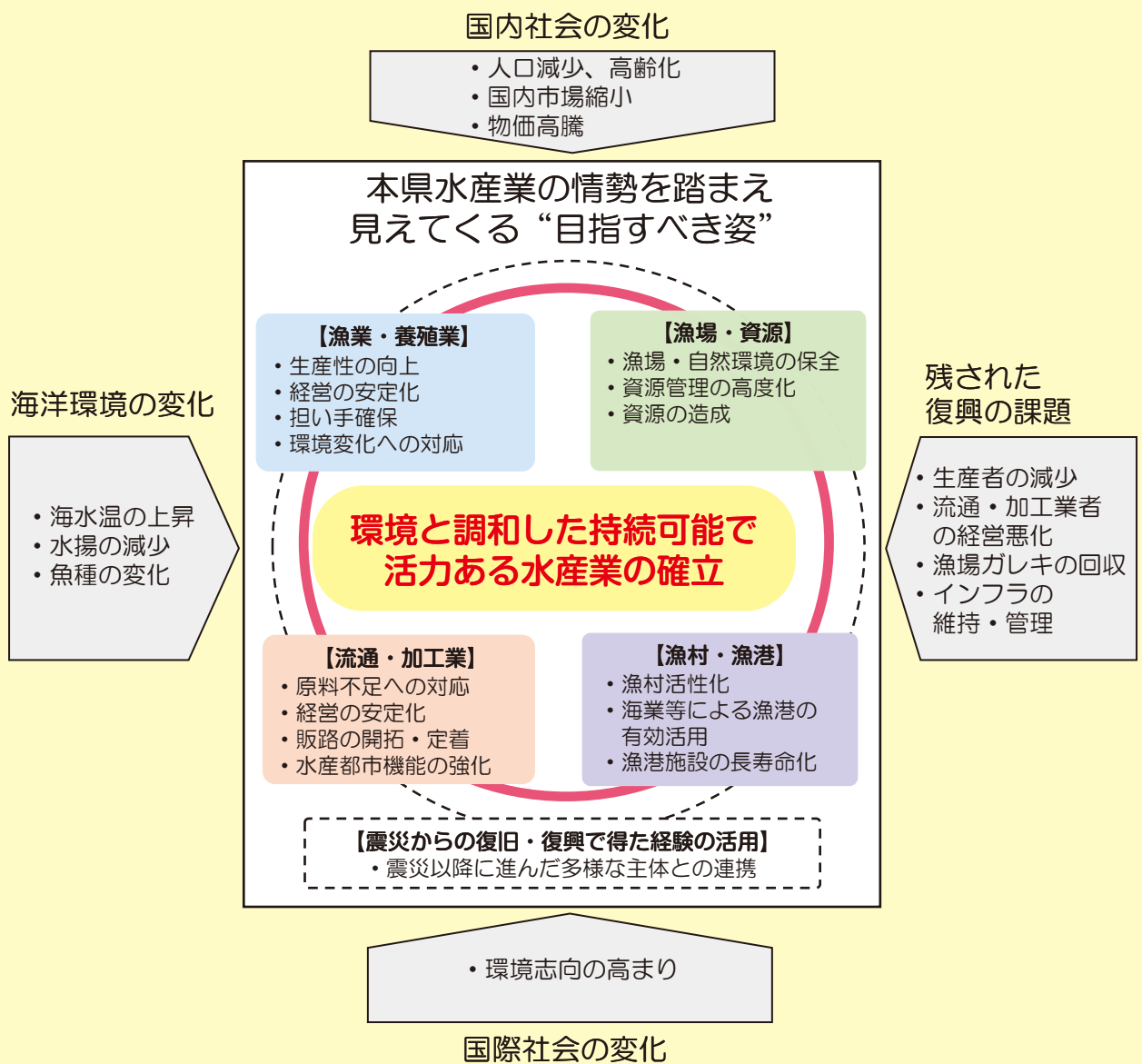
第3章 本県水産業の目指すべき姿

① 目指すべき姿 “環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立”

第2章で示したとおり、本県水産業を巡る状況は大きく変化しており、特に海洋環境の変化による水揚の変動や、人口減少とそれに伴う国内市場の縮小は、本県水産業が活力ある産業として持続するために乗り越えなければならない課題です。新たな水産基本計画の策定に当たっては、水産業が抱える諸課題のみならず、様々な外部環境の変化や国の政策の方向性等も踏まえ、本県にとって望ましい“水産業の成長産業化”の在り方を念頭に置いて、“目指すべき姿”を定める必要があります。

ここで、本県にとって望ましい“水産業の成長産業化”を「震災からの復旧・復興を経験した水産業者が、多様な産業・関係者との連携や新しい技術・価値観等の導入を進め、イノベーションを創出することで、経営環境の変化に柔軟に対応し、自然環境と調和した持続的産業として安定的に収益を上げ、地域が活性化すること」と定義します。

これを踏まえ、水産基本計画(第Ⅲ期)においては、本県水産業が10年後に目指すべき姿を、“**環境と調和した持続可能で活力ある水産業の確立**”とし、その実現に向けて各種施策を展開していきます。



② 県の将来ビジョン、国の水産改革及び持続可能な開発目標(SDGs)との関係

(1) 県の将来ビジョンとの関係

「新・宮城の将来ビジョン」は県政運営の基本的な指針となる総合計画です。本ビジョンでは多様な主体との連携による活力ある宮城を目指すため、持続可能な「未来」づくりに向けた政策推進の横断的視点として「人づくり」、「地域づくり」、「イノベーション」を掲げ、その土台に「SDGsの推進」を位置付けています。また、政策推進の基本方向として「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」の4つを柱とするとともに、東日本大震災の被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートも行っていくこととしています。

水産基本計画(第Ⅲ期)は、「新・宮城の将来ビジョン」の分野別計画として位置付けており、ビジョンが目指す方向に沿って施策を展開することで、その推進に寄与していきます。

(2) 国の水産政策の改革との関係

水産業を巡る状況が大きく変化していることを踏まえ、国は平成29年4月に水産基本計画を閣議決定し、数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策及び関係法律の見直しの検討を行い、その結果として、平成30年6月に水産政策の改革の具体的な内容を定めた「水産政策の改革について」がとりまとめられました。

この「水産政策の改革について」に基づき、「新たな資源管理システムの構築」、「漁業者の所得向上に資する流通構造の改革」、「生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し」、「養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し」、「水産政策の改革の方向性に合わせた漁業協同組合(漁協)制度の見直し」、「漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮」といった、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指した改革の推進と、漁業法改正をはじめとする法整備等が行われています。

さらに、令和4年3月に閣議決定された新たな水産基本計画では、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現に向けて、「(1)海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「(2)増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「(3)地域を支える漁村の活性化の推進」の3つの柱のほか、スマート水産技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、東日本大震災からの復興、水産物の自給率目標等について今後の方向を示しており、それに基づいた施策が展開されています。

本県が策定する水産基本計画(第Ⅲ期)には、国の「水産政策の改革について」や新たな水産基本計画で示された方向性を念頭に置きつつ、本県の状況に応じた水産業の成長産業化の在り方、それを実現させるための施策、具体的な取組を盛り込む必要があります。

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、平成27年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために採択された令和12年を年限とする17の国際目標(その下に169のターゲット、232の指標)です。その特徴として、普遍性(先進国を含め、全ての国が行動)、包摂性(人間の安全保障の理念を反映し「誰一人取り残さない」)、参画型(全てのステークホルダーが役割を)、統合性(社会・経済・環境に統合的に取り組む)、透明性(定期的にフォローアップ)の5つが挙げられています。

国においては、平成28年5月に内閣総理大臣を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、各種施策が展開されています。

本県においては、平成31年4月に知事を本部長とする「宮城県SDGs推進本部」を設置し、全庁一丸となってSDGsの達成に向けた取組を展開するとともに、県民、企業、市町村など、様々な主体の取組や連携を促す取組を進めています。また、「新・宮城の将来ビジョン」の理念や各種施策にもSDGsが反映されます。

本基本計画においても、SDGsが目指す持続可能性の追求は重要な要素であり、海洋と海洋資源を保全しつつ持続的に開発していくことの重要性をうたった目標「海の豊かさを守ろう」の達成をはじめ、本県水産業が貢献し得る目標を整理し、達成に必要な各種施策を盛り込むこととします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

3 本県水産業の目指すべき姿

